

幸手市民文化体育館設置及び管理条例の一部を改正する 条例

幸手市民文化体育館設置及び管理条例（平成6年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「別表」を「別表第1及び別表第2」に改める。

別表第1の1の表メインアリーナの部中「3,600円」を「5,280円」に、「1,800」を「2,640円」に、「1,200」を「1,760円」に、「300」を「440円」に、「150」を「220円」に改め、同表さくらホールの中で「2,400」を「3,520円」に、「1,800」を「2,640円」に、「1,200」を「1,760円」に、「300」を「440円」に、「150」を「220円」に改め、同表多目的室の中で「1,200」を「1,760円」に、「600」を「880円」に、「150」を「220円」に、「10,000」を「15,000円」に、「5,000」を「7,500円」に改め、同表研修室・会議室の中で「150」を「220円」に、「200」を「300円」に、「4,000」を「6,000円」に改め、同表和室の部第1（15畳）の項中「150」を「150円」に改め、同部第2（5畳）の項中「50」を「50円」に改め、同部第3（10畳）の項中「100」を「100円」に改め、同表選手控室の中で「100」を「150円」に改め、同部第3の項中「50」を「50円」に改め、同表役員室の項中「100」を「100円」に改め、同表トレーニング室の項中「200」を「200円」に改める。

別表第2の1の表さくらホールの中で「20,000」を「23,300円」に、「30,000」を「34,400円」に、「40,000」を「44,400円」に、「81,000」を「95,500円」に、「25,000」を「28,300円」に、「50,000」を「54,400円」に、「103,000」を「117,500円」に改め、同表楽屋（第1）の項中「600」を「850円」に、「800」を「1,100円」に、「1,000」を「1,350円」に、「2,100」を「2,950円」に改め、同表楽屋（第2）の項中「900」を「1,200円」に、「1,200」を「1,600円」に、「1,500」を「2,0

00円」に、「3,200」を「4,250円」に改め、同表リハーサル室の項中「600」を「700円」に、「800」を「900円」に、「1,000」を「1,100円」に、「2,100」を「2,450円」に改め、同表備考中「(昭和23年法律第178号)」及び「(昭和45年法律第84号)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表第1の1の表及び別表第2の1の表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

令和6年11月29日提出

幸手市長 木村純夫

提 案 理 由

令和6年7月に改訂した「使用料・手数料の適正化に関する基本方針」に基づき、使用料の算定を行ったことに伴う所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。